

平成 25 年 4 月 4 日

復興庁 関係各位

環境省 関係各位

「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」に関する再要望事項

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター  
福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト (FSP) 代表  
宇都宮大学教授  
重田康博

福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト (FnnnP) 代表  
東京外国語大学准教授  
船田クラセンさやか

当団体が平成 25 年 3 月 8 日に復興大臣宛てに提出した要望書と、3 月 15 日に発表された「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」(以下パッケージ) とを照合したうえで、十分な対応がなされていない問題を再要望事項として整理いたしました。これらの再要望事項は、要望書に記載した避難者へのアンケート調査結果をもとにしてまとめております。今後のフォローアップ並びにパッケージの拡充に際しては、今回整理した対策もぜひ盛り込んでいただけますようお願い申し上げます。

○=要望に十分に対応している

△=要望の一部に対応している

×=要望に対応していない

No.	要望事項 (2013 年 3 月 4 日)	パッケージ案での対応	再要望事項
前書部分	・第 5 条関連： <b>事故の影響を受けた地域の住民、及び当該地域からの避難者の意見を反映した基本方針の策定</b>	×	・被災者の意見を反映した基本方針を早期に策定すること。その際には、第 5 条 3 項に則り、被災者の意見や要望を反映するためのヒアリング、聞き取り調査などを復興庁が行い、中長期的に被災者の意見を反映するための体制を整備すること。

	<周辺地域への福島県からの避難者の支援ニーズ>		
①	第9条関連：高速道路の無料化等、避難元と避難先を行き来するための交通費助成	<p>△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発事故による自主避難者に対する高速道路の無料措置（当面、平成26年3月末まで・福島県浜通り、中通りおよび宮城県丸森町の被災者のうち、母子避難世帯）</li> <li>・ 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置</li> </ul>	自主避難者への支援を開始した点では評価するが、母子避難者以外の世帯への拡大、避難元地域の拡大、ならびに高速道路以外の公共交通機関（新幹線など）の運賃に対する助成が必要。また警戒地域からの避難者を含めて、支援期間を長期化させ、そのことを早期に周知する必要有。
②	第9条関連：現在住んでいる仮設（借り上げ）住宅の延長・長期化	<p>△</p> <p>全国で応急仮設住宅（民間借り上げ住宅を含む）の供与期間を平成26年3月末まで延長。さらなる延長に向けて検討。</p>	避難者の今後の生活設計を容易にするためにも、1年ごとの延長ではなく、まとめた年数の延長が必要。以下の③にも関わるが、災害救助法の下での仮設住宅制度の運用のみでは、長期が予想される原発事故による避難者への住宅提供には限界があることを踏まえて、特例措置が必要。
③	第9条関連：現在の仮設（借り上げ）住宅から別の仮設（借り上げ）住宅への転居を認める	×	多くの避難者は十分な選択の余地がないなかで現在の仮設住宅に入居していること、また子どもの成長を考慮して、仮設住宅の借り換えを認める、もしくはすでに打ち切られている新規借り上げを認める措置が必要。③でも指摘した、既存の制度枠組みを超えた特例措置が必要。
④	第9条関連：自主的避難者に対する支援	<p>△</p> <p>原発事故による自主避難者に対する高速道路の無料措置（当面、平成26年3月末まで・福島県浜通り、中通りおよび宮城県丸森町の被災者のうち、母子避難</p>	①でも指摘したように、自主避難者への高速道路無料措置は評価できる。また無料措置の対象者であることの証明書が交付されることで、自主避難者であることを証明できる公式な文書が発行されることにも意味がある。同時に、証明書入手手続きの周知の徹底、また対象者の特定方法の柔軟性等が必要。さらに、今後は支援対象となる避

		世帯)	難元地域や、母子避難世帯に限定しないなど対象世帯の拡大が必要。
⑤	第 9 条関連：避難先地域での医療や福祉に関する情報提供	△ NPO 等の運営力強化を通じた復興支援事業／地域コミュニティ復興支援事業	避難者への支援措置が、受け入れ自治体によって異なるという現在の問題を解決するために、国の主導で避難者支援体制の整備と強化が必要。
⑥	第 9 条関連：高齢者、要介護者、障がい者がいる避難者世帯への支援	×	社会的弱者をもつ世帯への支援の強化が急務。
⑦	第 9 条関連：正社員での雇用の促進、資格所得のための職業訓練受講の無料化	△ 被災者雇用開発助成金／震災等緊急雇用対応事業	住民票を移していない世帯も正社員として就労することができるための制度作りと、保育サービスが提供されるなど、子育て世帯に利用可能な職業訓練サービスが必要。
⑧	第 9 条関連：避難先地域における子育てや子どもの教育に関する情報提供	×	①教育に関する支援策は多いが、それらの情報をまとめて被災者に通知する方が必要。②保育園に入園ができない、入所手続きが難しいなどの問題があるため、手続きを簡略化する。③公立の幼稚園に入る予定だった世帯が、避難先で私立幼稚園に入園する際の補助。
⑨	第 9、11、12、19 条関連：損害賠償に関する情報提供、相談会開催、請求手続きの支援	△ 事業者の二重債務問題への対応／個人債務者の私的整理に係る支援事業	保育サービスを用意する、週末の開催日を設けるなど、子育て世帯にも利用しやすい相談会の実施により、損害賠償に関する情報の提供や請求手続きの支援が必要。
⑩	第 6 条関連：周辺環境や食品の放射線量の詳細な測定、情報公開	△ 食品中の放射性物質に係る安全管理のガイドライン策定及び検査結果の公表／学校給食の安心・安全の確保／検査機器の導入支援	安全管理ガイドラインの内容が示されていない時点での評価は困難。学校給食の検査も含めて、検出限界値がなるべく低い機器の導入を支援するなどして、安心が確保される体制づくりが急務。 ＜群馬拠点からのコメント＞今年度、全国の 47 都道府県で実施された文部科学省による「学校給食モニタリング事業」は、来年度、9 県でのみ実施されることとされ、群馬県は対象に含まれていない。対象とさ

			れた青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県は、おもに東北地方太平洋沖地震又はその余震の被害に基づき特定被災地方公共団体の指定を受けたものである。本支援パッケージは、原子力災害による被災者支援を目的とするものであり、その趣旨に従えば、対象県の指定は、文部科学省が実施している放射線航空機モニタリングの結果や環境省による「汚染重点調査地点」指定状況等を考慮すべきであり、群馬県は、当然、対象県に指定されるべきである。
⑪	第6、7、12条関連： <b>避難元地域の除染や復興の進捗状況に関する情報提供</b>	△ 全国避難者情報システムによる避難住民と避難元地方公共団体の連絡・情報の提供	現在多くの避難者から、避難元の情報が十分に入っていないとの問題が指摘されていることから、連絡や情報提供の手段の多様化と実効性確保が必要。
⑫	第13条関連： <b>内部被ばく検査や甲状腺検査など、放射線の健康影響に関する検査の実施・健康相談の受付</b>	× (既存の調査のみ)	①福島県外に避難している世帯が利用しやすい検査や相談体制の整備が必要。また、福島県外に引っ越したとしても、事故当時福島県に住んでいた子どもは、全国どこでも検査や治療を無償で受けられる体制の整備。加えて、法定予防接種を他県で受けても無料化する（現在は実費を負担し、後から振り込まれるが負担が大きい）。②エコチル調査など、すでに実施されている疫学調査の一環として放射線の影響について調べ、その結果を公表する必要有。③心電図など、学校の検診データの保存期間を10年程度に延長することで、通常の学校検診結果も被ばくの影響調査のために利用できるようにする。
⑬	第2条2項、9条関連： <b>住民票を移していない避難者への平等な行政サービスの保障</b>	×	受け入れ自治体ごとの支援格差が深刻化しているため、国の責任で平等な行政サービスを保証する必要がある。原発事後への対応という例外的な案件であるため、本来は各自自治体の専権事項であっても国による積極的な主導と関与が必要。

⑭	第2条4項関連： <b>避難者を含む被災者へのいわれなき差別やいじめの防止と対策</b>	△ 法務省の人権擁護機関による人権擁護活動	人権擁護活動の一環として、被災者への差別やいじめの防止や対策が必要。
⑮	第9条関連： <b>避難者が抱える精神的ストレスへの対応</b>	△ 緊急のスクールカウンセラー等派遣事業／被災者の心のケア支援事業／東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業など	①心のケア事業にどのような種類があり、どうすれば利用が可能であるのかを被災者にわかりやすく周知する必要がある。また子育て世帯が使いやすい時間や方法の設定が必要。②避難により鬱や不眠症で苦しんでいる人が多いので、子どもとその保護者を含めて、避難後に発生した精神科診療への一定の補助の必要性。
⑯	第2条3項及び6項、8条、10条関連： <b>避難者、残留者に加えて流動層、福島への帰還者にも配慮する必要有</b>	△ 福島避難者帰還等就職支援事業	帰還者への支援事業だけでなく、今後避難する世帯への支援（借り上げ住宅支援、就労支援等）の継続が必要。
	<栃木県北地域の高線量地域の支援ニーズ>		
⑰	第8条1, 3, 4項関連： <b>農作物、食品や水の検査と情報の公開</b>	△ 食品中の放射性物質に係る安全管理のガイドライン策定及び検査結果の公表／学校給食の安心・安全の確保／検査機器の導入支援	自治体ごとの対応の差をなくすために、福島県以外の放射性物質汚染地域における農作物や食品検査と情報公開を、国の責任で実施。
⑱	第7条関連： <b>通園路・子どもの遊び場の除染</b>	×	パッケージの除染関連事業が、福島県以外の汚染地域においてどのように実施されるのか不透明。空間放射線量と土壌汚染の度合いを基準として、福島県以外の汚染地域における実効的な除染事業が急務。
⑲	第7条関連： <b>自宅周辺・自宅内の除染</b>	×	同上
⑳	第2条5項・8条1項、12条、13条関連： <b>健康調査・検査や健康相談・治療の実施とその関連情報や結果の開示</b>	△ 事故初期ヨウ素等単半減期による内部被ばくの線量評価調査／原子力被災者等の健康不安対策に関するアクション・プラン	パッケージの健康管理・健康不安対策のなかで、福島県以外の汚染地域をも対象とする事業がどれであるのか不明確なので、HPなどで対象となる地域や世帯がわかるように、被災者の目線に立って詳細な情報を提供する必要がある。健康調査や検査の項目としては、福島県民と同様に、甲状腺検査、

			<p>血液検査、尿検査、母乳検査の実施が必要。  また「健康不安対策」として、これまでのように医療レントゲンや自然放射線による被ばくとの比較で「安心」を説明するのではなく、低線量被ばくの影響については「人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと（支援法第1条）」ことを前提として、予防原則の立場から必要な検査や相談体制を確立することが必要。</p>
--	--	--	--

主な再要望事項は以上です。各点をご勘案いただき、何卒適正なご裁決をいただけますようお願い申し上げます。また今後実施される施策についても、引き続き情報提供や意見交換の場を設けていただけますよう、あわせてお願いいたします。

要望者連絡先：宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター（CMPS）

福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト（FSP）（HP：<http://cms.utsunomiya-u.ac.jp/fsp/proj1.html>）

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350、TEL&FAX：028-649-5228

メール：shigeta@cc.utsunomiya-u.ac.jp（重田代表アドレス）

nshimizu@cc.utsunomiya-u.ac.jp（要望書作成担当 清水アドレス）

fukushimachildren@gmail.com（プロジェクト事務担当アドレス）

FnnnP ブログ：<http://fukushimaneeds.blog50.fc2.com/>

以上